

平成26年6月1日

## わが国における運転免許証に係る認知症等の診断の届出ガイドライン

日本神経学会  
日本神経治療学会  
日本認知症学会  
日本老年医学会  
日本老年精神医学会  
(五十音順)

一定の病気等に係る運転者対策に関して道路交通法の一部が改正され、平成25年6月14日に公布された。認知症に関しては、①免許を受けようとする者等に対し、病状に関する公安委員会の質問に対し虚偽に回答した者に対する罰則、②認知症等を診断した医師による任意の届出制度、③認知症の疑いのある者を医師の診断までの間、暫定的に3か月の範囲で運転免許証の停止の3点が新たに設けられた。このなかで、②の認知症等の診断の届出に関しては治療あるいは医師患者関係等に種々の支障を及ぼす可能性があり、慎重な対応が求められる。そのため、認知症に関係する5学会が合同で届出に関するガイドラインについて協議・策定したので以下に示す。また、本ガイドラインについてのQ&Aを作成したので併せて参照していただきたい。

- 医師が認知症と診断し、患者が自動車運転をしていることがわかった場合には、自動車の運転を中止し、免許証を返納するように患者および家族（または介護者）に説明して、その旨を診療録に記載する。
- 認知症の診断の届出をする際には、患者本人および家族（または介護者）の同意を得るようにする。
- 届出をした医師はその写しを本人もしくは家族（または介護者）に渡すようにする。
- 家族または介護者から認知症がある患者の運転をやめさせる方法について相談を受けた場合には、本人の同意を得ることが困難な場合も含め、状況を総合的に勘案し相談を受けた医師が届出について判断する。

なお、届出は医師の任意によるものであることに留意すること。

平成26年 6月 1日

わが国における運転免許証に係る認知症等の診断の届出ガイドラインQ & A

日本神経学会  
日本神経治療学会  
日本認知症学会  
日本老年医学会  
日本老年精神医学会  
(五十音順)

届出ガイドラインQ & Aは今後も随時追加&修正を行う予定です。参照にあたっては必ず最新版であることをご確認下さい。

【Q1】現在の道路交通法では認知症に関してどのように定められていますか？

〔A1〕現在の道路交通法では、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二に規定する認知症であると診断されると自動車運転免許証は取り消しあるいは停止となると定められています。なお介護保険法では、認知症は、脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態、とされています。

【Q2】医師が患者の同意を得ずに届出を行うと守秘義務違反になりませんか？

〔A2〕道路交通法に定める一定の病気等に係る医師の任意届出については、医師が患者の同意を得ずに届出を行う場合であっても、道交法第101条の6第3項の規定により、刑法の秘密漏示罪や個人情報保護法等には違反しないとされています。

【Q3】「認知症の診断の届出をする際には、患者本人および家族（または介護者）の同意を得るようにする」において、同意は必須ですか？

〔A3〕必須ではありませんが、できるだけ同意を得るように努めて下さい。しかし患者本人は多くの場合、病識がないことから同意を得ることが難しいかも知れません。その場合でも、家族（または介護者）の同意は得るように努めて下さい。

【Q4】届出を行う場合に使用する特定の様式はありますか？

〔A4〕警察庁交通局運転免許課の通達（平成26年4月10日）「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」

(<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/menkyo/menkyo20140410.pdf>)の別紙様式第1（届出用）を使用して下さい。